

資料編

資料1 用語集

※各用語には該当する本編のページ数を記載

あ行

アスベスト…79, 80, 83

天然の纖維状の鉱物で、石綿とも呼ばれる。耐熱性等に優れていることから、建築材料等に利用されていたが、極めて細い纖維で、吸い込むと肺線維症や悪性中皮腫などの健康被害を引き起こす可能性がある。

ウェルビーイング(Well-being)…12, 23
身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福だけでなく、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含んだ概念のこと。第六次環境基本計画で最上位の目的として掲げられた。

栄養塩類…13, 76

窒素やリンなど、海藻類の成長や、魚類や二枚貝の生産を支えるプランクトンの増殖に必要となる物質。

エシカル消費…34, 35, 70, 73

エシカル(ethical)とは直訳すると「倫理的な」「道徳上の」といった意味で、エシカル消費とは地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・環境に配慮した消費行動。一人ひとりが社会的な課題に気づき、日々の買い物を通して、その課題の解決のために、自分は何ができるのかを考えてみることが、エシカル消費の第一歩と言われている。(資源保護等に関する認証がある商品を選択するなど)

エネルギー マネジメント…48, 50, 54

工場・ビル・住宅などで、エネルギーの使用状況を可視化し、空調や照明などの最適な運用を促すことで、エネルギーを効率的に利用する手法。

温室効果ガス…1, 6, 7, 8, 22, 26, 36, 48, 49, 51, 52, 54, 64, 65, 89

地球の表面から放出された熱の一部を吸収し、地表を温める働きをする気体。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類等があり、産業革命以降、人の活動により温室効果ガス濃度が上昇したことが、地球温暖化の原因の一つとされている。

か行

カーボンクレジット…87

森林の保護や植林、省エネルギー機器導入など、企業の環境活動によって温室効果ガスの削減量や吸収量を数値化し、クレジットとして認証したもの。クレジットは企業間で売買され、取引に際しては認証制度を用いる。

カーボンニュートラル…5, 7, 8, 26, 40, 43, 46, 48, 52, 56, 78

省エネの取組みや、太陽光発電などの再生可能エネルギー等の活用により、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量をできるだけ減らし、その「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

カーボンリサイクル…43

CO₂を「資源」として捉え分離・回収して多様な炭素化合物として再利用(リサイクル)すること。

海洋プラスチックごみ問題…64, 88

ポイ捨てや放置されたプラスチックごみが、河川などを通じて海へ流出し、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下等を引き起こしている問題。

環境影響評価…75

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施にあたり、あらかじめ事業者自らがその事業が環境に与える影響について予測・評価し、その結果を事業に反映させることにより、事業を環境に配慮したものとするための制度。

環境基準…79, 80, 81

大気汚染、水質汚濁、土壤汚染及び騒音について、人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として国が定めた行政上の政策目標。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

環境経営…5, 21, 25, 26, 39, 41, 42, 44, 46
事業活動に伴う資源・エネルギーの消費や環境負荷の発生を抑制するなど、環境への対応を企業価値の向上として捉え、環境の視点を織り込んだ企業経営を行うこと。

環境マネジメントシステム…44

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組みを進めるにあたり、環境方針を設定し、計画(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、改善(Action)という一連の行為により、環境負荷の低減を継続的に実施していく仕組み。

環境ラベル…70

製品やサービスなどの環境的側面を購入者に伝える文言やシンボル、図形などを幅広く指す用語。

気候変動…1, 6, 7, 9, 10, 12, 16, 20, 21, 22, 26, 41, 48, 52, 54, 59, 64, 88

気温および気象パターンの長期的な変化のこと。その要因は人為的な要因(温室効果ガスの増加、森林破壊など)のほか、自然的な要因(太陽活動の変化や大規模な火山噴火など)もある。

貴重・希少生物…70

貴重・希少生物とは固有性、希少性、立地依存性、脆弱性や学術上の重要性などからみて貴重と考えられる生物種を指す。開発を含む環境変化に弱い種が多く、これらを保全することが種の多様性保全につながる。

金融・資産運用特区…46

金融・資産運用業にとって魅力的な環境を整備する観点から、特定の地域において国や地域が規制改革や運用面での取組み等を重点的に実施するエリアの総称。

光化学オキシダント…80

工場や自動車から排出された窒素酸化物や炭化水素等が、太陽の紫外線のエネルギーにより光化学反応を起こして生成される酸化性物質(オゾン等)の総称。高濃度になると、目やのどの痛みなど、人の健康に影響を及ぼすことがある。

国連気候変動枠組条約国会議
(Conference of the Parties:COP)

…7

1995年から毎年開催されている、198か国・機関(2023(令和5)年11月時点)が参加する気候変動に関する最大の国際会議。

コミュニティガーデン…61, 66, 67

地域に住む個人やグループ、事業者などが集まって、空き地や商業施設、ビルの屋上などのオープンスペースで野菜や花を育てる取組み。

コンソーシアム(Consortium)…46

共通の目的を持つ複数の組織が協力するために結成する共同体。

昆明・モントリオール生物多様性枠組

…10, 71

2022(令和4)年12月にカナダのモントリオールで開催された生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)で採択された、2030(令和12)年までに達成すべき新たな生物多様性に関する世界目標。

さ行

サーキュラーエコノミー…9, 61

これまで廃棄されてきたような製品や原材料などを資源として捉えて活用し、資源・エネルギーの消費や廃棄物の発生を抑制するとともに、サービスや製品に新たな付加価値を生み出すことで、環境保全と経済成長の両立を目指す社会経済システム。

再生可能エネルギー…8, 20, 25, 40, 48, 49, 50, 51, 53, 54, 55, 69, 92

太陽光・風力・水力・地熱・バイオマスなど自然界に存在し、枯渇することがないエネルギー。温室効果ガスを排出せず、国内で生産できエネルギー安全保障にも寄与できる国産エネルギー源であることから、利用拡大が進められている。

サプライチェーン…11, 36, 39, 48, 92

商品の企画・開発から、原材料や部品などの調達、生産、在庫管理、配送、販売、消費までのプロセス全体のこと。

シェアリング…56, 61

物・サービス・場所などを複数の利用者で共同利用する仕組み。モビリティの分野においては、カーシェアリング、自転車シェアリングなどがある。

自己託送…69

自社設備で発電した電気を、送配電ネットワークを使用して遠隔地にある自社の施設へ供給する仕組み。

自然資本…11, 23, 40, 45, 48, 61, 70

森林、土壤、水、大気、生物資源など、自然界で発生する資源のストック（資本）のこと。自然環境を市民の生活や企業の経営基盤を支える重要な資本の一つとして捉える考え方が注目されている。

ジユール（J）…50

エネルギーを表す単位のことと、1J（ジユール）は1W（ワット）の電力を1秒間流した時の電力量に相当するエネルギー量。1GJ（ギガジユール）は10億Jのことと、例えば、家庭用のドライヤーの使用（30分間）を1年間毎日続けた時のエネルギー量に相当。

循環共生型社会…12

環境収容力を守り、環境の質を上げることによって成長・発展できる社会。「循環」は環境収容力を守る「循環を基調とした経済社会システム」を指し、「共生」は人・生きもの・環境が密接に結びつき、お互いに影響を与え、人が生態系・環境の健全な一員となっている状態を指す。

食品ロス…25, 35, 37, 64

食べ残しや売れ残り、消費期限切れの食品など、本来食べることができたが廃棄された食品のこと。

水源かん養林…77

水源の周辺に位置し、雨水を貯える機能や洪水を緩和する機能、水質を浄化する機能を有する森林。

水素…42, 48, 52, 54, 56, 57

水素は、地球上で最も軽い気体で、多様な資源から生成することが可能とされている。水素はエネルギーとして利用する際に、温室効果ガスである二酸化炭素を排出しない、クリーンなエネルギーである。二酸化炭素の抑制は異常気象の原因ともいわれる地球温暖化の抑制につながるため、世界規模で水素を活かす研究やまちづくりが進んでいる。

水平リサイクル…45, 61

使用済みの製品を原料として、同一種類の製品を製造するリサイクル手法。

ステークホルダー（Stakeholder）…39

企業の活動やプロジェクトの遂行において、直接的または間接的に影響を与える利害関係者。

生態系サービス…10

私たちが生物多様性から受ける恵み（自然の恵み）のこと。栄養塩類の循環や土壤形成、光合成などの「基盤サービス」、気候の安定や水質の浄化などの「調整サービス」、食料、水、木材、繊維、燃料などの「供給サービス」、レクリエーションや精神的な恩恵を与える「文化的サービス」がある。

生物生産性…72, 76

生物の成長や繁殖等の生産過程における生産量や生産力等を概括した語句。

生物相…72, 74

特定の地域に生息・生育する生物の種類組成のこと。「植物相」（特定の地域に生育する植物の種類組成）と「動物相」（特定の地域に生息する動物の種類組成）を合わせた概念。

生物多様性…1, 3, 5, 9, 10, 12, 15, 21, 22, 25, 26, 27, 32, 34, 35, 40, 41, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 78

生きものたちの豊かな個性とつながりのことと、多くの種類の生きものが互いにつながり、直接的・間接的に支え合いながら生きていることを指す。

た行**ダイオキシン…79, 84**

ものを燃やすと発生しやすい有機塩素化合物で、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（CoPCB）を総称してダイオキシン類と呼ぶ。

多自然川づくり…76

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。

地産地消…34, 48, 53, 54, 69, 70, 74

地域で生産された農産物を地域で消費すること。また、地域で必要とする農産物は地域で生産すること。遠方からの輸送にかかるエネルギーの削減や食料自給率の向上に加え、直売所や加工の取組みなどを通じて、6次産業化にもつながるという視点からも注目されている。

デマンドレスポンス (DR)…57

電気の需要（消費）と供給（発電）のバランスをとるために、需要側の電力を制御すること。需要制御のパターンによって、需要を増やす「上げ DR」と需要を減らす「下げ DR」がある。

特定外来生物…15, 72, 74

外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定された生物。

な行**ナッジ (Nudge:そっと後押しする) …30**

行動科学の知見の活用により、人々が、人や社会にとってより望ましい行動を自発的に選択するよう促す仕掛けや手法。

生ごみ堆肥化容器（コンポスト）…66

家庭から排出される生ごみ、落ち葉などを微生物の働きにより発酵・分解して堆肥にするための容器。

ネイチャーポジティブ…10, 11, 35, 40, 45, 70, 71, 72, 74, 78

自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、回復に転じさせるという考え方。

燃料電池自動車**(Fuel Cell Vehicle:FCV) …48, 56**

充填した水素と空気中の酸素を反応させて、燃料電池で発電し、その電気でモーターを回転させて走る自動車。

は行**パーク・アンド・ライド…55**

公共交通機関の利用促進や道路交通混雑の緩和を図るため、郊外部の駐車場にマイカーを駐車し（パーク）、鉄道やバスに乗り換え（ライド）、目的地に行く取組み。

バイオガス…57

生ごみや古紙、家畜の糞尿などを微生物の働きで発酵させることで生成されるガス。メタンが含まれており、発電に利用することができる。

バイオ燃料 (Biofuel) …45, 54, 56

バイオマス（生物資源）を原料とする燃料。バイオエタノール（Bioethanol）、バイオディーゼル（Bio Diesel Fuel:BDF）、バイオガスなどがある。

バックキャスト…4, 23

あるべき未来を描き、そこから逆算して現在行うべき活動やその優先順位を決めること、また、その手法（バックキャスティング）。

ピークシフト…54

蓄電池や EMS（エネルギー・マネジメントシステム）制御を活用して、電力使用量が多い時間帯から少ない時間帯に電力をシフトすることで使用電力を平準化させること。

ヒートアイランド…22, 60

人工排熱の増加や緑地の減少等により、都心部の気温が上昇し、郊外と比較して高くなる現象。

非化石証書…55

石油や石炭などの化石燃料を使っていない「非化石電源」で発電された電気が持つ「非化石価値」を取り出し、証書にして売買する制度。

貧酸素水塊…72

水中の酸素濃度（DO）が著しく低下した水塊のこと。表層と底層の海水の循環が滞り、海の底層に酸素が供給されなくなり発生する。

フリンジパーキング…55

都心部の自動車流入を抑制し、道路交通混雑の緩和を図るため、都心周辺部の駐車場でマイカーを受け止め、公共交通等に乗り換えて都心部に行く取組み。

ペロブスカイト太陽電池…20, 46, 48, 50, 51, 53, 54, 57

薄型・軽量で、従来型では設置が困難であった耐荷重の小さい屋根や壁面等への設置拡大が見込まれる、国産可能な次世代型太陽電池のこと。

ベンゼン…79

揮発性有機化合物の1つで、特異な芳香がある液体。染料・医薬品・農薬などの化学品の合成原料や一般溶剤、抽出剤等に広く用いられている。

ま行

緑のカーテン…60

アサガオやヘチマ等のつる性の植物を育て建物の窓や壁を覆うことで、夏の日差しを和らげるなど、様々な効果が期待できる「地球にやさしい自然のカーテン」のこと。

みどりのネットワーク…74

野生生物の移動経路を確保し、生育・生息地の拡大や分断された個体群の相互交流を促すことを目的とした、動物の移動に配慮した連続性のある森林や緑地等。

ら行

リペア(Repair)…61

ものを修理して再度使用すること。

緑被率…71

地域全体の面積に対して、樹木や草などで覆われた緑被地が占める割合。

レジリエンス(Resilience)…48, 58

「回復力」「耐久力」などと訳され、困難をしなやかに乗り越え回復する力を指す。近年では、災害時の社会や組織が機能を速やかに回復する強靭さとして用いられる。

英数字

BOD

(Biochemical Oxygen Demand; 生物化学的酸素要求量)

…79, 81

水中の有機物が微生物によって分解される際に消費される酸素量のこと。河川の水質汚濁を測る代表的な指標。数値が大きいほど水中に有機物が多く、水質汚濁が進んでいることを示す。

CCU

(Carbon dioxide Capture and Utilization)

…20

産業活動から排出される CO₂を資源として捉え、これを分離・回収し、燃料、コンクリート、化学品等に再利用することで、大気中への CO₂排出を抑制し、カーボンニュートラル社会の実現に貢献する取組み。

FC(燃料電池)…52

水素と酸素の化学反応により、直接電気を発電する装置。

FIT制度(固定価格買取制度)…50, 69

Feed-in Tariff の略で、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスといった再生可能エネルギーで発電した電力を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度。

GX(Green Transformation)

…11, 40, 53

温室効果ガスの排出削減と経済成長の両立に向けた社会変革の取組み。

ICT

(Information and Communication Technology)

…29, 31, 32, 37

情報(information)や通信(Communication)に関する技術の総称。

IoT(Internet of Things)…46, 48

従来インターネットに接続されていなかった様々なモノがインターネットに接続され、相互に通信する仕組み。

NO₂(二酸化窒素) …79

燃料等の燃焼により発生した一酸化窒素が空気中で酸化されて生成する大気汚染物質。呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨や光化学オキシダントの原因物質となる。

PFAS

(Per- and PolyFluoroAlkyl Substances)

…84

有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称で、1万種類以上の物質があるとされている。

PFAS の中でも、PFOS(ペルフルオロオクタンスルホン酸)、PFOA(ペルフルオロオクタン酸)は、幅広い用途で使用されてきたが、これらの物質は、難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質があるため、国内で規制やリスク管理に関する取組みが進められている。

PM2.5(微小粒子状物質) …1, 79, 80,

83

大気中に浮遊している 2.5 μm(1 μm は 1mm の千分の 1)以下の小さな粒子のこと。非常に小さいため(髪の毛の太さの 1/30 程度)、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。

PRTR 制度

(Pollutant Release and Transfer Register; 化学物質排出移動量届出制度)

…84

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)」に基づき、人や生態系に有害なおそれのある化学物質に関し、事業所からどの程度環境中(大気、水、土壤)へ排出されたのか、あるいは廃棄物に含まれて事業所外へ移動したかについて事業者が自ら把握し、年に一度国に届出を行い、国がその量を集計・公表する制度。

RE100(Renewable Energy 100%)

…41

企業が自らの事業の使用電力を 100% 再エネで賄うことを目指す国際的なイニシアティブ、または国際的な取組み。

SBT (Science Based Targets)

…41

温室効果ガス削減目標の指標の一つ。2015 年に採択されたパリ協定が求める温室効果ガス削減水準と整合した、企業が科学的根拠に基づき設定する温室効果ガス排出削減目標。

ZEB (Net Zero Energy Building) ·

ZEH (Net Zero Energy House)

…51, 54, 55, 57, 58

外壁や屋根などの断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー消費量の実質ゼロを目指した住宅・建築物のこと。

30by30(サーティ・バイ・サーティ)

…70, 71, 74

2030(令和 12)年までに、陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標。2022 年(令和 4 年)12 月の「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に盛り込まれた 2030 年グローバルターゲットの一つ。

3R+ Renewable …45, 66

3R とは、Reduce(リデュース:ごみの発生を抑制する)、Reuse(リユース:繰り返し使う)、Recycle(リサイクル:資源として再び利用する)の頭文字をとったもの。循環型社会の構築に向けて、リデュース、リユース、リサイクルの順番で取り組むことが重要とされている。また、従来の3R に Renewable(リニューアブル: 再生可能な資源に替える)を加えた、3R+ Renewable という考え方も、近年重要になっている。

※用語集は福岡市ホームページにも掲載しています。



<https://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-seisaku/hp/plan/kankyouougo.html>

資料2 環境に関する区の特徴と取組み

福岡市は豊かな自然と充実した都市機能がコンパクトに整った都市であり、地域毎に多彩な特徴を有しています。

第10次福岡市基本計画における区のまちづくりの目標では、各区の特徴と現状・課題を踏まえて、まちづくりの目標と取組みの方向性が示されています。環境施策は、区におけるまちづくりの目標と環境関連の取組みとともに推進していきます。

<環境に関する区の特徴と課題及び取組みの方向性>

(第10次福岡市基本計画より抜粋)

(1) 東区

①区の特徴と課題

- 玄界灘と博多湾を隔てる志賀島・海の中道が区の北側に位置し、博多湾の東側を囲む地形となっています。区域内には、九州を南北に結ぶJR鹿児島本線など複数の鉄道路線、市の中心部と臨海地区・九州縦貫自動車道をつなぐ都市高速道路や国道などの幹線道路が南北を貫き、交通の大動脈を形成しています。また、箱崎ふ頭、香椎パークポートやアイランドシティなどの臨海部には、海上物流機能が集積し、近接するJR貨物ターミナルと一体となって、地域経済を支える物流拠点を形成しています。
- 区域内は豊かな自然にも恵まれ、国定公園に指定されている志賀島や海の中道には、美しい景観を有する海岸が広がり、区の東部には国の特別天然記念物に指定されたクスノキ原生林がある立花山や三日月山が連なっています。また、博多湾東部の和白干潟は、渡り鳥の飛来地として有名です。一方、近年、災害が激甚化・頻発化しており、海や川に面した地域や山に近い丘陵地など、災害リスクの高い地域もあり、災害に備えた訓練や環境整備などの対策が求められています。

②取組みの方向性

- 既存コミュニティにおいては、それぞれの地域の実情に応じた地域活動への理解促進など、担い手不足解消に向けた取組みや、大学・企業・NPOなどの多様な主体が地域活動に参画することを促し、地域活動を活性化する取組みを推進します。
- 地域や大学など、多様な主体との連携により、地域が有する豊かで特色ある自然・歴史・文化芸術を東区の魅力として磨き上げ、積極的に発信することにより、住む人が愛着を持ち、多くの人が訪れる賑わいのあるまちづくりを推進します。

(2) 博多区

①区の特徴と課題

- 九州の交通結節拠点である博多駅周辺地区では、耐震性が高い先進的なビルへの建替えに加えて、博多駅筑紫口駅前広場やはかた駅前通りの再整備、地下鉄七隈線延伸開業などにより、回遊性が向上しています。また、西鉄天神大牟田線桜並木駅の開業や、福岡空港の滑走路増設をはじめとした機能強化を契機として、住民主体のまちづくりの取組みが進められています。
- 自転車放置台数はこの10年間で大幅に改善していますが、中洲地区では依然として多く、交通事故発生件数及び刑法犯認知件数は7区で最も多くなっています。

②取組みの方向性

- 地域や警察などと連携し、交通安全や自転車利用、喫煙マナーの啓発活動に取り組むなど、モラル・マナーの向上を図るとともに、地域の自主防犯活動などを支援することにより、事故や犯罪が少ない安全なまちづくりを進めます。
- 安全・円滑な交通の確保や災害の被害拡大防止を図るため、適切な道路・公園・河川などの整備と維持管理に取り組み、住民の暮らしと経済活動を支えます。
- 地域と連携し、歴史的景観を有する神社仏閣などの資源を生かしたまちづくりを進めます。

(3) 中央区

①区の特徴と課題

- 西公園から舞鶴公園・大濠公園、動植物園のある南公園、鴻巣山と豊かな緑にも恵まれています。また、7世紀後半から11世紀にかけて、大陸から訪れる人々の迎賓館の役割を果たしていた鴻臚館跡や、徳川幕府の成立とあわせて黒田長政が築城した福岡城跡など、貴重な歴史的文化遺産が身近にあります。
- 駐輪場の整備や啓発活動などにより放置自転車が大幅に減少する一方、健康意識の高まりやシェアサイクルの普及などにより自転車の幅広い活用が進んでおり、自転車が関わる事故の増加が懸念されます。
- 都心部では、多くの人が訪れ賑わいが生まれている一方、たばこをはじめとしたごみのポイ捨てなどのマナー違反が生じています。また、更新期を迎えたビルの建替えなどにより、まちの姿が変わりつつある中で、中央区が持つ多様な魅力を継承し、さらに磨きをかけていく必要があります。

②取組みの方向性

- 自転車利用の安全性・利便性を高めるため、安全で快適な通行環境づくりや、適正な走行ルールの周知・啓発活動に取り組みます。
- 地域や警察などと連携して、モラル・マナーの向上を図り、安全で安心して快適に暮らせるまちづくりを進めます。

- ・天神地区を中心とした都心部の賑わいや屋台などの食文化、舞鶴公園・大濠公園などの身近な自然、鴻臚館跡や福岡城跡などの貴重な史跡、文化施設やエンターテインメント施設など、多様な資源の魅力がさらに生きる取組みを進めます。

(4) 南区

①区の特徴と課題

- ・南西にそびえる油山では豊かな自然環境を生かした油山牧場・市民の森がリニューアルし、南北に流れる那珂川の水辺環境整備も進んでいます。この他、鴻巣山やため池など、住宅地の近くに、住民が日常的に触れ合える魅力的な自然環境を有しています。
- ・区の西部・南部地域を中心に高齢化が進行しており、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域で持続的に見守り、支え合える体制の強化が求められています。また、子育てサロンやセミナーによる育児支援、外国人と住民の相互理解を深める交流、関係機関と連携した防災訓練の実施など、地域と行政の共創によるまちづくりが進んでおり、引き続き、地域活動の新たな担い手の発掘・育成や、大学や企業などの資源を生かした取組みを充実していく必要があります。

②取組みの方向性

- ・油山牧場・市民の森や那珂川、鴻巣山、身近なため池などの資源を活用して住民が触れ合う機会をつくるなど、自然や環境を守り大切にする心を育みます。
- ・地域のまつりや行事、桧原桜などを通して育んできたつながりを大切にしながら、交流や学習の場を創出し、地域の魅力の向上に取り組みます。

(5) 城南区

①区の特徴と課題

- ・北部では、中高層集合住宅やワンルームマンションの立地が進み、比較的若い世代の居住者が多く、行政サービスや商業などの機能と文化・教育施設が集積しています。また、南部には油山が広がり、区内を南北に流れる樋井川、多くのため池など、豊かな自然環境が生活の身近なところにあります。友泉亭公園や、菊池神社、梅林古墳など、郷土をしのぶ歴史的資源も残っています。
- ・自然災害が激甚化・頻発化する中で、自主防災組織を中心とした共助の重要性が高まっており、地域防災力を強化する必要があります。油山と近接している地域では、豪雨による土砂流出への対策も求められています。また、急速に市街化が進んだことから狭い道路が多く、生活道路の環境改善や交通安全対策を進めていく必要があります。

②取組みの方向性

- ・ 住民の防災意識を高めるとともに、自主防災活動を支援し、地域防災力の向上を図ります。また、土砂災害対策を推進し、災害に強いまちづくりを進めます。
- ・ 地域や警察などと連携し、交通安全対策や自転車の安全利用などのモラル・マナー向上に取り組み、安全で安心なまちづくりを推進します。
- ・ 多様な生物が生息する油山や樋井川などの貴重な自然を次世代に継承するため、その魅力を広く伝えるとともに、身近な自然に親しみふれあう活動を通じて自然環境保全意識の醸成を図るなど、人と自然が共生するまちづくりを進めます。

(6) 早良区

①区の特徴と課題

- ・ 7区の中で最も広く、南北に長い地形をしており、北部は博多湾に面し、西部には室見川が流れ、南部には緑豊かな脊振山系という自然環境に恵まれています。区内には西南学院大学や福岡歯科大学、福岡看護大学、福岡国際医療福祉大学などの教育施設があり、その施設や人的資源などを生かして、大学、地域、行政の連携が進んでいます。
- ・ 北部は商業・文教・交通の拠点として近代的な街並みを有し、中部は地下鉄七隈線や外環状道路などの都市基盤が整備され、大規模な集合住宅や戸建て住宅が集積しています。また、南部は田園・森林地帯、脊振山系までが含まれる自然豊かな農業・住宅地域となっており、各エリアの特性に応じたまちづくりを進めていく必要があります。
- ・ 脊振山系などの豊かな自然に恵まれた南部地域は、都市と農業の距離が近い農村地域であり、地域資源を生かして、地域振興やコミュニティの活性化に取り組んでいますが、気候変動などに伴い激甚化する自然災害への対応や、進行する超高齢社会への対応、住民の日常生活に必要な交通手段である公共交通の維持・確保などが、大きな課題となっています。

②取組みの方向性

- ・ 山、川、海などの豊かな自然や地域の歴史、美しい街並みなどの観光資源を四季折々の多様な魅力として磨き育てることで、多くの人が訪れ交流が生まれる活力あるまちづくりを進めるとともに、北部、中部、南部それぞれの特性を生かしながら、全体が調和した回遊性のあるまちづくりを推進します。
- ・ 南部では、脊振山系や野河内渓谷などの豊かな自然を守り生かしていくことにより、人々が集う憩いのまちづくりを進めるとともに、住民の生活や通勤・通学の重要な交通手段である公共交通の維持・確保に努め、来訪者の交通利便性向上にもつなげます。

(7) 西区

①区の特徴と課題

- 能古島、玄界島、小呂島の3つの島、脊振山系から糸島半島に至る緑の連なり、博多湾に注ぐ室見川や瑞梅寺川など、豊かな自然環境に恵まれています。今津干潟のカブトガニやクロツラヘラサギなどの希少生物をはじめ、自然、歴史、文化、活動団体など、様々な有形・無形の地域資源を「西区の宝」と位置づけており、今後もこれらを守り続けていく必要があります。
- 今宿野外活動センターや海づくり公園、かなたけの里公園など、豊かな自然環境を生かした多くの施設があります。また、糸島半島を形成する北崎、今津は、風光明媚な景観が多く、市内外から多くの観光客が訪れる人気の観光スポットとなっています。
- 離島の主産業である漁業は、地域の人口減少や高齢化などを背景とした担い手不足や漁業生産量の減少が課題となっています。また、農業は、大消費地に近く今後もさらなる発展が期待されていますが、耕作放棄地も多く、営農者を呼び込む工夫が求められています。

②取組みの方向性

- 西区に存在する史跡や文化、伝統などの「西区の宝」を次世代に継承するため、地域と行政の共創による魅力を発信するとともに、地域活動参加への取組みを支援します。
- 環境活動への参加促進などにより環境意識を醸成し、地域の持つ身近で多様な自然を守っていくとともに、離島や市街化調整区域において、定住化の促進や主要産業である農業・漁業の活性化、地域ブランドや特産品の開発、PRなどのまちづくり活動を支援し、地域振興を図ります。

資料3 福岡市環境基本計画（第三次）の振り返り

2014(平成26)年に策定した「福岡市環境基本計画(第三次)」について、成果指標の達成状況、外部からの要因等を踏まえ、各節、各項の取組みの進捗状況について総合的に評価しました。(「令和6年度 第2回 福岡市環境審議会」において実施)

<福岡市環境基本計画(第三次)の概要>

位置づけ	・福岡市環境基本条例第7条に定められた環境の保全及び創造に関する 基本的な計画 ・福岡市基本計画を環境面から総合的・計画的に推進するための基本指針
環境像	「豊かな自然と歴史に育まれ、未来へいのちつなぐまち」
計画期間	2024(令和6)年度まで

<施策体系と成果指標の一覧>

施策体系		成果指標	
第一章 分野別施策の展開	第1節 快適で良好な生活環境のまちづくり	第1項 黄砂・PM2.5などの大気汚染物質への対応	(1) PM2.5の予測精度
		第2項 良好的な生活環境の保全	(2) 環境基準(大気質)の達成率 (3) 環境基準(有害大気汚染物質)の達成率 (4) 環境基準(自動車騒音)の達成率 (5) 環境基準(ダイオキシン類)の達成率
		第3項 気候変動への適応	(6) 都心部における緑被面積
		第4項 歴史・景観を活かした美しいまちの実現	(7) 市民のマナーに対する満足度 (8) 自転車放置率
		第1項 生き物や自然環境の保全・再生と自然のネットワークの形成	(9) 全市域における緑被面積 (10) 農地面積(農業振興地域の農用地区域内) (11) 森林面積 (12) 環境基準(博多湾)の達成率 (13) 環境基準(河川水質)の達成率 (14) カブトガニの卵塊・幼生数
	第2節 市民がふれあう自然共生のまちづくり	第2項 自然からの恵みの持続的利用の促進	(15) 身近な緑への満足度 (16) 地域の公園の親しみ度 (17) 福岡市の農林水産業を守り育てていくべきだと思う市民の割合 (18) 学校給食への市内産農産物利用割合(野菜) (19) 背振少年自然の家 延利用者数 (20) 農林業ふれあい施設年間利用者数 (21) 海づり公園利用者数

	第3項 生物多様性の認識の社会への浸透	(22) 生物多様性を理解し、その保全を意識して行動している市民の割合	
第3節 資源を活かす循環のまちづくり	第1項 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の推進	(23) ごみ処理量 (24) ごみのリサイクル率	
	第2項 廃棄物の適正処理の推進	(25) 不法投棄処理量	
	第3項 水資源の有効利用の促進	(26) 市民1人あたり水使用量	
第4節 未来につなぐ低炭素のまちづくり	第1項 省エネルギーの促進	(27) 家庭部門における1世帯あたりのエネルギー消費量 (28) 業務部門における延床面積1m ² あたりのエネルギー消費量	
	第2項 再生可能エネルギーやエネルギー・マネジメントシステムなどの導入・活用	(29) 再生可能エネルギーの設備導入量	
	第3項 低炭素型の都市構造及び交通体系の構築	(30) 1日あたりの鉄道・バス乗車人員 (31) 公共交通の便利さへの評価 (32) 都心部への自動車の流入台数	
第2章 分野横断型施策の展開	第1節 環境の保全・創造に向けた人づくり・地域づくり	第1項 環境行動を担う人材の育成	(33) 環境教育・学習人材リスト登録者数
	第2項 地域環境力の向上	-	
	第2節 環境の保全・創造に向けたしくみづくり	第1項 環境配慮のための手続きや規制等の整備・運用	-
		第2項 市民・事業者の自主的な活動等に対する支援	-
		第3項 環境情報の継続的な収集・発信と共有	-
	第3節 ふくおかから九州・アジアへ	第1項 近隣地域や九州・国内各地域との連携	-
		第2項 国際環境協力の推進	(34) 視察・研修受入人数

<検証方法>

成果指標ごとに達成状況を評価し【表1】、各節各項ごとの平均点から【表2】、外部要因等を考慮したうえで、総合的に評価します【表3】。

【表1】成果指標の達成状況の基準

分類	評価
目標値に向けたペースを達成している又は上回っている	A
目標値に向けたペースを下回っているが、指標は改善している	B
目標値に向けたペースを下回っており、指標が悪化している	C
数値が把握できないため判定不能	-

【表2】総合評価の基準

達成基準 A=3点、B=2点、C=1点とし、各節各項ごとの平均点により評価します。

平均点	評価
2.5 以上	順調に進捗している
1.5 以上 2.5 未満	概ね順調に進捗している
1.5 未満	進捗が遅れている

【表3】総合評価

総合評価の基準をベースに、外部要因等を考慮したうえで、総合的に判断します。

総合評価 外部要因等を考慮し総合的に判断		
ベースとなる評価	アップ	ダウン
★★★	★★★	★★
★★	★★★	★
★	★★	★

(参考)評価の一例

成果指標	現状値 (基準年度)	実績値 (把握年度)	目標値 (目標年度)	達成状況	総合評価
環境基準(大気質)の達成率	NO ₂ 100% (2012 年度)	100% (2023年度)	100% (2024 年度)	A (3)	★★★ (2.8)
環境基準(有害大気汚染物質) の達成率	ベンゼン 100% (2012 年度)	100% (2023年度)	100% (2024 年度)	A (3)	
環境基準(自動車騒音)の達成 率	95.3% (2012 年度)	95.5% (2023年度)	100% (2024 年度)	B (2)	
環境基準(ダイオキシン類)の達 成率	100% (2012 年度)	100% (2023年度)	100% (2024 年度)	A (3)	

※上記例の総合評価は、各指標の達成状況より(外部要因等なし)、 $(3+3+2+3)/4=2.8$ 点となる

<各節各項の総合評価>

第1章 分野別施策の展開

第1節 第1項 黄砂・PM2.5などの大気汚染物質への対応					
成果指標	現状値 (基準年度)	実績値 (把握年度)	目標値 (目標年度)	達成状況	総合評価
PM2.5 の予測精度	見逃し率 48.1% (2013 年度)	50.0% (2023 年度)	30%以下 (2024 年度)	C (1)	★ (1) ↓ ★★
<特記事項>					
<ul style="list-style-type: none"> PM2.5 濃度の年平均値は年々減少傾向にあり、2023 年度は全局で環境基準を達成した。 2023 年度は、予測情報の提供が必要な高濃度日が2日のうち、1日見逃しがあったものの、2013 年 12 月の予測手法の見直し以降、通算の見逃し率は 26.0%と目標を達成している。（特記事項を踏まえ、★増） 					

第1節 第2項 良好的な生活環境の保全					
成果指標	現状値 (基準年度)	実績値 (把握年度)	目標値 (目標年度)	達成状況	総合評価
環境基準(大気質)の達成率	NO ₂ 100% (2012 年度)	100% (2023 年度)	100% (2024 年度)	A (3)	★★★ (2.8)
環境基準(有害大気汚染物質)の達成率	ベンゼン 100% (2012 年度)	100% (2023 年度)	100% (2024 年度)	A (3)	
環境基準(自動車騒音)の達成率	95.3% (2012 年度)	95.5% (2023 年度)	100% (2024 年度)	B (2)	
環境基準(ダイオキシン類)の達成率	100% (2012 年度)	100% (2023 年度)	100% (2024 年度)	A (3)	

第1節 第3項 気候変動への適応					
成果指標	現状値 (基準年度)	実績値 (把握年度)	目標値 (目標年度)	達成状況	総合評価
都心部における緑被面積	96ha (2007 年度)	100 ha (2022 年度)	103ha (2020 年度以降)	B (2)	★★ (2)

第1節 第4項 歴史・景観を活かした美しいまちの実現					
成果指標	現状値 (基準年度)	実績値 (把握年度)	目標値 (目標年度)	達成状況	総合評価
市民のマナーに対する満足度	31.5% (2012 年度)	49.5% (2023 年度)	60% (2024 年度)	B (2)	★★★ (2.5)
自転車放置率	2.0% (2018 年度)	1.3% (2023 年度)	現状維持 (2024 年度)	A (3)	

第2節 第1項 生き物や自然環境の保全・再生と自然のネットワークの形成

成果指標	現状値 (基準年度)	実績値 (把握年度)	目標値 (目標年度)	達成状況	総合評価
全市域における緑被面積	18,864ha (2007 年度)	18,984ha (2022 年度)	現状維持 (2020 年度以降)	A (3)	★★ (2.2)
農地面積 (農業振興地域の農用地区域内)	1,559ha (2014 年度)	1,552ha (2023 年度)	現状維持 (2024 年度)	C (1)	
森林面積	11,054ha (2010 年度)	11,730ha (2020 年度)	現状維持 (2024 年度)	A (3)	
環境基準(博多湾)の達成率	COD 62.5% (2012 年度)	25.0% (2023 年度)	100% (2024 年度)	C (1)	
環境基準(河川水質)の達成率	BOD 100% (2012 年度)	100% (2023 年度)	100% (2024 年度)	A (3)	
カブトガニの卵塊・幼生数	卵塊:12／幼生: 63 個体 (2012 年度)	卵塊:34／幼生: 15 個体 (2023 年度)	現状維持 (2024 年度)	B (2)	

第2節 第2項 自然からの恵みの持続的利用の促進

成果指標	現状値 (基準年度)	実績値 (把握年度)	目標値 (目標年度)	達成状況	総合評価
身近な緑への満足度	31.6% (2012 年度)	31.0% (2023 年度)	55% (2024 年度)	B (2)	★★ (1.9)
地域の公園の親しみ度	57.7% (2012 年度)	70.1% (2023 年度)	75% (2020 年度以降)	B (2)	
福岡市の農林水産業を守り育っていくべきだと思う市民の割合	75.2% (2012 年度)	77.5% (2023 年度)	85% (2024 年度)	B (2)	
学校給食への市内産農産物利用割合(野菜) 小学校における主要 18 品目の重量ベース	24.5% (2012 年度)	31.8% (2023 年度)	29.8% (2024 年度)	A (3)	
背振少年自然の家 延利用者数	28,737 人 (2012 年度)	15,825 人 (2023 年度)	30,000 人 (2024 年度)	C (1)	
農林業ふれあい施設年間利用者数 油山市民の森/油山牧場/花畠園芸公園/市民リフレッシュ農園(今津・立花寺)	872,920 人/年 (2013 年度)	900,889 人/年 (2023 年度)	1,000,000 人/年 (2024 年度)	B (2)	
海づくり公園利用者数	69,719 人/年 (2013 年度)	44,044 人/年 (2023 年度)	72,000 人/年 (2024 年度)	C (1)	

第2節 第3項 生物多様性の認識の社会への浸透

成果指標	現状値 (基準年度)	実績値 (把握年度)	目標値 (目標年度)	達成状況	総合評価
生物多様性を理解し、その保全を意識して行動している市民の割合	14.7% (2012年度)	19.9% (2023年度)	35.0% (2024年度)	B (2)	★★ (2)

第3節 第1項 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の推進

成果指標	現状値 (基準年度)	実績値 (把握年度)	目標値 (目標年度)	達成状況	総合評価
ごみ処理量	56.3万t (2012年度)	50.5万t (2023年度)	47万t (2024年度)	B (2)	★★ (1.5)
ごみのリサイクル率	30.6% (2012年度)	30.3% (2023年度)	37% (2024年度)	C (1)	

第3節 第2項 廃棄物の適正処理の推進

成果指標	現状値 (基準年度)	実績値 (把握年度)	目標値 (目標年度)	達成状況	総合評価
不法投棄処理量	87t (2012年度)	14t (2023年度)	39t (2024年度)	A (3)	★★★ (3)

第3節 第3項 水資源の有効利用の促進

成果指標	現状値 (基準年度)	実績値 (把握年度)	目標値 (目標年度)	達成状況	総合評価
市民1人あたり水使用量 (市民一人一日あたりの家事用水使用量)	201リットル (2012年度)	198リットル (2023年度)	現状維持 (2024年度)	A (3)	★★★ (3)

第4節 第1項 省エネルギーの促進

成果指標	現状値 (基準年度)	実績値 (把握年度)	目標値 (目標年度)	達成状況	総合評価
家庭部門における1世帯あたりのエネルギー消費量	30.1GJ (2006~2010 年度平均)	17.7GJ (2022年度)	22.1GJ (2024年度)	A (3)	★★★ (3)
業務部門における延床面積 1m ² あたりのエネルギー消費量	1.08GJ (2006~2010 年度平均)	0.80GJ (2022年度)	0.88GJ (2024年度)	A (3)	

第4節 第2項 再生可能エネルギー・エネルギー・マネジメントシステムなどの導入・活用

成果指標	現状値 (基準年度)	実績値 (把握年度)	目標値 (目標年度)	達成状況	総合評価
再生可能エネルギーの設備導入量	11万1千kW (2012年度)	26万1千kW (2023年度)	30万kW (2024年度)	B (2)	★★ (2)

第4節 第3項 低炭素型の都市構造及び交通体系の構築

成果指標	現状値 (基準年度)	実績値 (把握年度)	目標値 (目標年度)	達成状況	総合評価	
1日あたりの鉄道・バス乗車人員	112万1千人 (2012年度)	104万6千人 (2022年度)	120万人 (2024年度)	C (1)	★★ (2.3) ↓ ★★★	
公共交通の便利さへの評価	77.4% (2012年度)	81.8% (2023年度)	現状維持 (80%程度を 維持) (2024年度)	A (3)		
都心部への自動車の流入台数	88,600台/12h (2013年度)	81,390台/12h (2023年度)	87,000台/12h (2022年度)	A (3)		
<特記事項>						
・成果指標「1日あたりの鉄道・バス乗車人員」については、近年、増加傾向にあり、2019年度実績値は130万8千人と順調に推移してきた。その後、新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年度以降は減少していたが、徐々に回復してきている。 (特記事項を踏まえ、★増)						

第2章 分野横断型施策の展開

第1節 第1・2項 環境行動を担う人材の育成／地域環境力の向上

成果指標	現状値 (基準年度)	実績値 (把握年度)	目標値 (目標年度)	達成状況	総合評価
環境教育・学習人材リスト登録者数	44人 (2013年度)	78人 (2023年度)	80人 (2024年度)	A (3)	★★★ (3)

第2節 第1～3項 環境配慮のための手続きや規制等の整備・運用／市民・事業者の自主的な活動等に対する支援／環境情報の継続的な収集・発信と共有

成果指標	現状値 (基準年度)	実績値 (把握年度)	目標値 (目標年度)	達成状況	総合評価
-					★★ (2)
環境影響評価制度等の適切な運用及び表彰・助成による市民・事業者の自主的な活動の支援、環境情報の収集及び調査・研究などの施策も着実に実施しており、概ね順調に進捗していると評価する。					

第3節 第1・2項 近隣地域や九州・国内各地域との連携／国際環境協力の推進

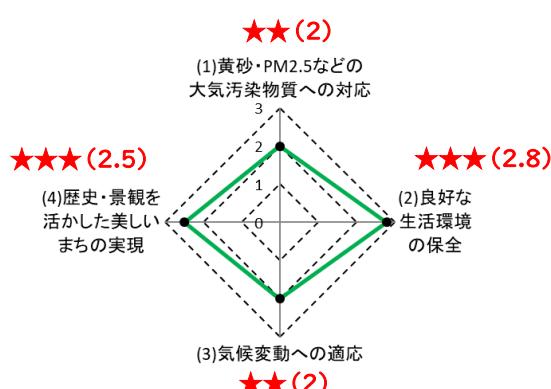
成果指標	現状値 (基準年度)	実績値 (把握年度)	目標値 (目標年度)	達成状況	総合評価
視察・研修受入人数	602人 (2011年度)	544人 (2023年度)	1,700人 (2022年度)	C (1)	★ (1) ↓ ★★

<特記事項>

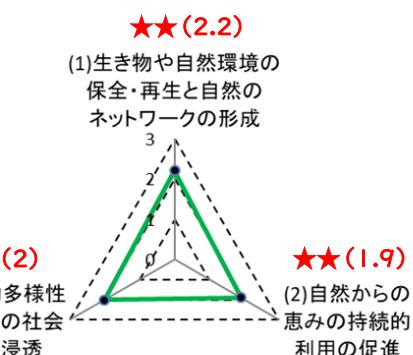
- ・視察・研修受入人数については、2018年度実績値は1,375人と増加傾向で推移していたが、2019年度以降、国際情勢の変化や新型コロナウイルス感染症の影響等を受けている。
- ・一方、2022年度に、福岡方式の導入・維持管理における協力関係を構築するための国際的な推進組織である「福岡方式グローバルネットワーク」を設立し、国内外の技術者的人材育成や福岡方式の適正な技術移転に係る取組みを推進している。
 (特記事項を踏まえ、★増)

<検証結果のまとめ>

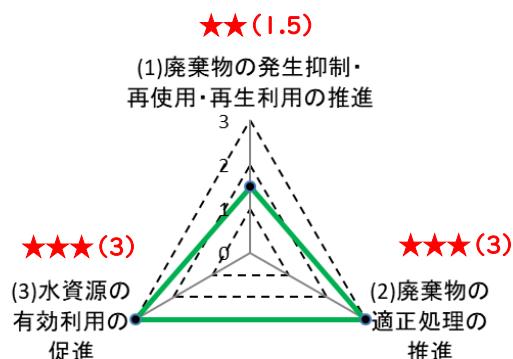
第1章第1節 快適で良好な生活環境のまちづくり



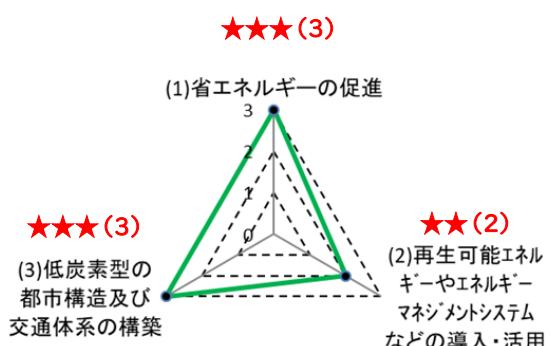
第1章第2節 市民がふれあう自然共生のまちづくり



第1章第3節 資源を活かす循環のまちづくり



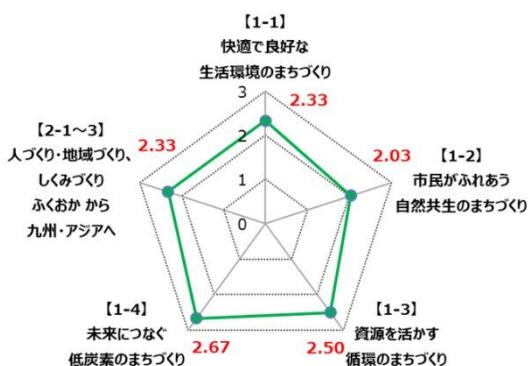
第1章第4節 未来につなぐ低炭素のまちづくり



第2章第1～3節



計画全体の評価



※各節の総合評価結果の平均値

資料4 計画策定における市民参画の取組み

① みんなでつくる福岡市の将来計画プロジェクト

I 概要

第9次福岡市基本計画が2024(令和6)年度末をもって計画期間の満了を迎えることから、次期基本計画の策定に向けた検討を進めるにあたり、幅広い市民等から意見を募集したもの。

2 実施期間

2023(令和5)年4月25日～10月31日（ワークショップ等については11月末まで）

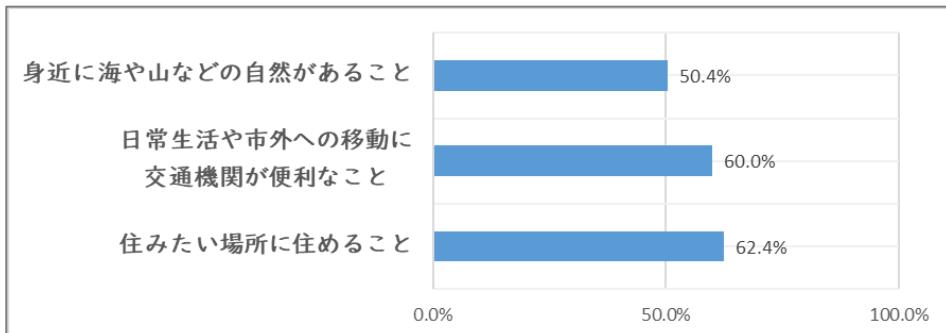
3 実施内容

- | | |
|---------------------|-----------------|
| (1) オンラインアンケート | (5) ゲームを活用した取組み |
| (2) メールや郵送等による意見の受付 | (6) 小中学校での意見募集 |
| (3) 外国からの来訪者へのアンケート | (7) 有識者インタビュー |
| (4) ワークショップ | (8) 民間主導の取組み |

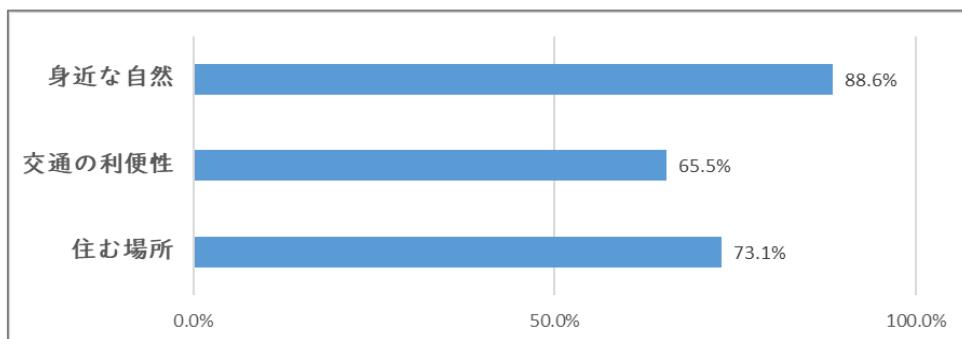
オンラインアンケート

スマートフォンなどで、いつでもだれでも回答できるオンラインアンケートを実施
(回答件数：8,242件)

● 「あなたにとって幸せな未来のために特に大切なこと」の選択割合



● 選択した項目の現在の満足度（満足+やや満足の割合）



●福岡市や自分自身の未来についての自由記述意見（述べ 3,315 件）

大項目	件数
ユニバーサルデザイン、健康、福祉	504 件
子ども、教育	652 件
文化芸術、スポーツ	160 件
地域コミュニティ	86 件
防災、都市基盤	161 件
防犯、モラル・マナー	155 件
環境、自然	158 件
交通	445 件
経済振興、都心部	299 件
国際	59 件
その他	636 件
	3,315 件

環境、自然に関する意見のうち主なものを抽出

項目	主な意見
脱炭素	<ul style="list-style-type: none"> ○再生可能エネルギー・EV の推進 (20 代以下・城南区) ○購入する商品の CO₂ 量の見える化 (20 代以下・西区) ○マンションへの太陽光パネル設置の普及 (20 代以下) ○環境問題に一人ひとりが向き合うべきで、自治体は情報発信を (30 代・東区)
資源循環	<ul style="list-style-type: none"> ○リサイクルをもっと身近に簡単にできるように (40 代・南区) ○プラスチックごみを個別に回収してほしい (30 代・東区) ○段ボールが資源ごみとして出しやすいまち (40 代・中央区) ○3Rステーションのような場所が増えるとよい (60 代・博多区) ○コンポストの推奨 (20 代以下・中央区)
自然共生	<ul style="list-style-type: none"> ○自然を生かしたまちづくり (30 代・西区) ○ほどよく都会でほどよく田舎っぽさが残るまち (70 代以上・東区) ○花や緑に溢れたまち (50 代・南区) ○幅広い年齢層の憩いの場となる公園 (20 代以下・中央区) ○生物多様性への配慮、在来種の保護を (70 代・城南区) ○子どもたちがのびのびと触れられる自然が沢山残ったまち (30 代・東区) ○地球に生かされていることを感じ、感謝できるまち (40 代・南区) ○ヒートアイランドへの対策を (40 代・中央区) ○綺麗で遊べる砂浜がもっと多くあるとよい (60 代・東区) ○海や山が近くにあり、おいしい食で溢れる環境の継続 (30 代・西区)

② 福岡の環境みらいづくりワークショップ

I 概要

未来を担う福岡市内の大学生から、理想の環境都市像と実現に向けたアイデアを募り、次期計画策定の参考とするもの。

2 実施日時

2024（令和6）年10月5日（土）13:30 – 16:30

3 会場

fabbitGG アクロス福岡

4 参加者

市内大学生・専門学生 16名

5 プログラム

- (1) 基調講演 佐座 様苗 氏 一般社団法人 SWiTCH 代表理事
「地球1つで暮らすために～生態系がベースとなる社会を考えよう～」
- (2) 補足説明 福岡市
福岡市の現況と課題／環境基本計画 について
- (3) ワークショップ
- (4) 発表

6 内容

基調講演等を通して地球環境や福岡市の現状を学び、環境問題を自分ごととして捉えてもらったうえで、4つのグループに分かれ、それぞれのグループから理想の環境都市像と実現に向けたアイデアについて発表していただいた。

リラックスした雰囲気の中、参加者は環境問題への意識が高く、多様な意見が出され、時間を延長するほど議論が尽きなかった。



(当日の様子)



(発表内容抜粋)

班	理想のまち	アイデア（アクション）
1班	リサイクルタウン福岡	<ul style="list-style-type: none"> ・全てのコンビニにリサイクルボックス設置 (街中に猫型ロボットの同ボックスを設置するなど、自発的にリサイクルしたくなる仕掛け) ・ごみ袋等にリサイクルが可能なものを具体的に明記
2班	グリーン・コネクト・シティ	<ul style="list-style-type: none"> ・ビルの緑化の推進や身近にある緑を再発掘して、緑を増やし、「点」と「点」を「線」にする →そのエリアをウォーキングできるようにし、道沿いには民間の飲食店等を誘致。その収益の一部は緑化政策に還元できるような仕組み
3班	緑豊かなまち (ガーデンシティ)	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域にコミュニティガーデンをつくり、各家庭にコンポストを1台配付 →堆肥は割り当てられたコミュニティガーデンに持っていき、できた野菜は地域に還元するなど、地域で食料が循環し、地域コミュニティが活性化する仕組み ・2030年までに都市部の緑被率30%に引上げ →街路樹増、ビルの屋上の緑化、車道を減らし緑の歩道化
4班	食料リサイクル No.1 なまち	<ul style="list-style-type: none"> ・フードデリバリーサービスのような仕組みを利用し、家庭や企業から資源物を回収。中心部にリサイクルボックスを設置し、一定量入れたらポイントをもらえる仕組み

③ 九州大学共創学部との連携プロジェクト (Eco Communication Project)

I 概要

自治体や企業等との「共創」をコンセプトに掲げる九州大学共創学部と連携し、環境問題への関心が高い学生有志参加のもと、全4回にわたるプロジェクトを実施。理想の環境都市像と実現に向けたアイデアを募り、環境政策全般や次期計画策定の参考とするもの。

2 実施日時

第1回	第2回	第3回	第4回
2024.7.19	2024.10.4	2024.10.25	2024.11.29
オリエンテーション	施設見学	中間発表	最終発表会
・プロジェクト概要 ・市の取組み等説明	・福岡バイオフード リサイクル	・方向性発表 (環境局若手職員も プレストに参加)	・各チームの提言を 発表

3 参加学生

10名

4 最終発表会

(1) 概要

実施日時：2024(令和6)年11月29日(金) 14:50～16:20

会場：九州大学伊都ゲストハウス

参加学生：8名（当日プロジェクトメンバー2名欠席）

(2) 内容

学生は2チームに分かれ、作成したスライドを用いながら理想の環境都市像と実現に向けたアイデアについて各30分程度発表。第1回から第3回までの議論を踏まえ、環境問題に係る日頃の思いとともに、多様なアイデアを提案していただいた。

(当日の様子)



(発表内容抜粋)

チーム	理想のまち	主な内容・アイデア
チーム Eco	自然豊かな住みやすい街	<ul style="list-style-type: none"> ・相乗りマッチングの推進 ・コンポスト広報強化、一人一花とコラボ ・街中にリサイクル素材のアートオブジェ ・住民の意思決定への参画
チーム Green	自己完結型の都市	<ul style="list-style-type: none"> ・地産地消推進（都市部での屋上菜園等） ・スマートごみ箱の導入 ・リサイクルへのゲーム性導入（アプリ等） ・生ごみ堆肥活用（緑地帯での活用等）

資料5 パブリックコメントの概要

「福岡市環境基本計画（第四次）」の策定にあたり、広く市民の意見を聴くため、原案の内容を公表し、市民意見の募集を行った。

- 意見募集期間：2025（令和7）年6月26日（木）～2025（令和7）年7月25日（金）
- 閲覧・配布場所：情報公開室、情報プラザ、環境局環境政策課、各区役所、入部・西部出張所
- 意見提出の方法：郵送、ファックス、電子メール、オンライン回答、閲覧・配布場所への持参
- 周知方法：市政だより、福岡市ホームページ
- 意見の提出状況
 - 1) 意見提出者数 32名
 - 2) 意見の件数 55件

【内訳】

分類	件数
計画総論	8件
【行動変容】環境行動を実践するまちづくり	11件
【事業者連携】環境経営を実践するまちづくり	1件
【脱炭素】カーボンニュートラルを実装したまちづくり	9件
【循環経済】地球にやさしい循環のまちづくり	7件
【生物多様性】多様性にあふれた自然共生のまちづくり	15件
【生活環境】安全で良質な生活環境のまちづくり	1件
【広域連携】九州・アジアとつながる環境協力のまちづくり	1件
その他	2件
合計	55件

○意見への対応

- 1) 意見趣旨に基づいて原案を修正したもの 8件
- 2) 意見趣旨に基づく原案の修正がないもの 17件
- 3) 意見趣旨が原案に記載されているもの 18件
- 4) その他（計画に関係しない個別の取組み等への要望・提案や質問など） 12件

※詳細は福岡市ホームページに掲載しています。



<https://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-seisaku/shisei/kankyokeikakupc.html>

資料6 計画策定までの流れ

○ 計画策定に関する審議経過等

年月日	会議等・審議内容
2024(令和6)年 2月21日	福岡市議会 生活環境委員会 ・計画の策定について
5月20日	福岡市環境審議会 ・計画の策定について(諮問)
8月6日	福岡市環境基本計画(第四次)素案策定作業部会 ・現行計画の検証及び福岡市の環境の現況等について ・計画の方向性について
10月3日	福岡市環境教育・学習計画推進協議会 ・現行計画の検証について ・計画の方向性について(環境基本計画との統合について)
10月21日	福岡市環境審議会 ・現行計画の検証及び福岡市の環境の現況等について ・計画の方向性について
12月20日	福岡市環境基本計画(第四次)素案策定作業部会 ・計画の骨子案について
2025(令和7)年 1月16日	福岡市環境審議会 ・計画の骨子案について
2月19日	福岡市議会 生活環境委員会 ・計画の骨子案について
3月26日	福岡市環境基本計画(第四次)素案策定作業部会 ・計画の素案について
4月18日	福岡市環境基本計画(第四次)素案策定作業部会 ・計画の素案について
5月12日	福岡市環境審議会 ・計画の素案について → 答申(5月21日)
6月17日	福岡市議会 生活環境委員会 ・計画の原案について
9月	策定

資料7 関係例規等

I. 福岡市環境基本条例

〔平成8年9月26日
条例第41号〕

(目的)

第1条 この条例は、先人から受け継いだ福岡の豊かな環境をより良くしていくとともに、次の世代に確実に引き継ぐため、環境の保全及び創造に関する基本的事項を定めることにより、地域の自然的及び社会的条件に応じた施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことができる環境にやさしい都市の実現を図ることを目的とする。

(基本原則)

第2条 環境の保全及び創造は、次に掲げる基本原則により行われなければならない。

- (1) すべての市民が健康で文化的な生活を営む上で必要な健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくこと。
- (2) 人と自然との豊かなふれあいを保ち、生きものとの共生を確保すること。
- (3) 環境への負荷が少なく、持続的な発展が可能な循環を基調とする社会を構築すること。
- (4) 地球環境保全に関して、国際的な交流及び協力に努めること。
- (5) 市民、事業者及び市が、環境の保全及び創造に関し、それぞれの責務を自覚し、公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的な取組を行うこと。

(市民の役割)

第3条 市民は、その日常生活において、資源及びエネルギーの節減その他の環境への負荷の低減に努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市民は、自ら環境の保全及び創造に積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するものとする。

(事業者の役割)

第4条 事業者は、その事業活動において、環境への負荷の少ない商品及びサービスの提供に努めるなど環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講じるものとする。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、自主的な環境の保全及び創造に関する方針の作成、体制の整備及び取組、これらの評価等からなる環境管理に積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するものとする。

(市の役割)

第5条 市は、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、自らの施策を策定し、及び実施するに当たっては、率先して環境への負荷の低減に努めるものとする。

3 市は、環境に関する教育及び学習を振興し、並びに市民、事業者又はこれらの者が組織する民間団体(以下「市民等」という。)による環境の保全に関する自発的な活動を促進するため、環境の保全及び創造に関する情報の提供その他の必要な措置を講じるとともに、市民等との連携に努めるものとする。

(施策の基本方針)

第6条 前条第1項に規定する環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、第2条に規定する基本原則にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計

画的に行われなければならない。

- (1) 人の健康を保護し、及び大気、水、土壤その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持するよう努めるとともに、地域の自然的及び社会的な個性をいかした良好な都市空間並びに文化的及び歴史的な環境の保全、形成等を図ること。
- (2) 生物の多様性の確保、樹林地、農地、博多湾、水辺地等における多様な自然環境の保全及び市民が日常的に触れ合うことのできる身近な自然環境の維持、回復等に努め、自然と共生する都市の形成を図ること。
- (3) 資源及びエネルギーの節減及び有効利用、資源の循環的な利用等が徹底される都市の構築を図ること。
- (4) アジア太平洋地域の諸都市を始めとする海外の地域との協調の下に、地球環境保全に関する情報交換、技術交流等に努めること。

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、前条に規定する施策の基本方針に基づき、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的施策の大綱
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、福岡市環境審議会条例(平成6年福岡市条例第22号)により設置された福岡市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

6 環境基本計画に基づく施策を推進するに当たって必要がある場合は、部門別の計画を定めることができる。

(環境への配慮の推進)

第8条 市は、事業者が環境に影響を及ぼすおそれがある事業を立案し、及び実施する場合は、当該事業者がその事業の立案及び実施に当たって、環境基本計画との整合を図り、及び環境に配慮することを推進するため、必要な措置を講じるものとする。

2 市長は、市が環境に影響を及ぼすおそれがある事業を立案し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るため、当該事業及び市が行う他の事業又は施策との調整に努めなければならない。

(市民等の参加及び協力の促進)

第9条 市は、環境の保全及び創造に関する施策が効果的に実施されるよう、市民等の参加及び協力を促すため、次に掲げる事項について必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- (1) 環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報を市民等に適切に提供すること。
- (2) 環境の保全及び創造に資する活動に市民等が参加できるようにその機会を設けること。
- (3) 市民等の意見を市が行う環境の保全及び創造に関する施策に反映させること。
- (4) 自らの行為による環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に資する市民等の活動を誘導する必要があると認められるときは、助成その他の措置を行うこと。

(他の地方公共団体及び国との協力)

第10条 市は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策について、他の地方公共団体及び国と協力して、その推進に努めるものとする。

(年次報告)

第11条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的な推進に資するため、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を明らかにした年次報告書を作成し、公表するものとする。

(環境月間及び環境デー)

第12条 市民等に広く環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲を高めるため、環境月間及び環境デーを設ける。

2 環境月間は6月とし、環境デーは毎月14日とする。

3 市は、環境月間及び環境デーの趣旨にふさわしい事業の実施に努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2. 福岡市環境審議会条例

〔平成6年3月31日
条例第22号〕

(設置)

第1条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、環境の保全に関する基本的事項を調査審議する等のため、福岡市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、30人以内の委員で組織する。

(平成9条例22・一部改正)

(委員)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第6条 審議会は、専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

(福岡市公害対策審議会条例の廃止)

2 福岡市公害対策審議会条例(昭和48年福岡市条例第20号)は、廃止する。

(委員の任期の特例)

3 平成9年4月1日から平成10年7月31日までに委嘱される委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成10年7月31日までとする。

(平成9条例22・追加)

附 則(平成9年3月31日条例第22号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

委員名簿 ◎=会長、○=会長代理

※2025(令和7)年7月末現在(五十音順、敬称略)

氏名	役職等
阿部 真之助	市議會議員
石橋 勇志	九州大学大学院 農學研究院 教授
猪野 猛	福岡商工会議所 理事・事務局長
今林 ひであき	市議會議員
大石 修二	市議會議員
大森 一馬	市議會議員
押川 千恵	独立行政法人国立病院機構福岡病院 耳鼻咽喉科 科長
包清 博之	九州大学 名譽教授
菊水 之恵	日本野鳥の会 福岡支部 幹事
○小出 秀雄	西南学院大学 學術研究所長
◎勢一 智子	西南学院大学 法學部 教授
平 由以子	特定非営利活動法人 循環生活研究所 理事
高木 勝利	市議會議員
田中 綾子	福岡大学 工學部 教授
中山 裕文	九州大学大学院 工学研究院 教授
西下 尚樹	九州経済産業局 資源エネルギー環境部 次長
野村 久子	九州大学大学院 農學研究院 准教授
萩島 理	九州大学 副学長・総合理工学研究院 教授
林 灯	九州大学 エネルギー研究教育機構 教授
原田 昌佳	九州大学大学院 農學研究院 教授
久留 百合子	リエゾンオフィス代表／消費生活アドバイザー
松山 優也	九州大学大学院 農學研究院 特任教授
馬奈木 俊介	九州大学大学院 工学研究院 教授
森 あやこ	市議會議員
山内 勝也	九州大学大学院 芸術工学研究院 准教授
山田 ゆみこ	市議會議員

3. 福岡市環境審議会条例施行規則

平成6年7月28日
規則第94号

(趣旨)

第1条 この規則は、福岡市環境審議会条例（平成6年福岡市条例第22号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、福岡市環境審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 審議会の委員（以下「審議会委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会議員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認めるもの

(関係者等の出席)

第3条 会長は、諮問された事項について必要があると認めるときは、関係者等の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(専門部会)

第4条 条例第6条に定める専門部会（以下「部会」という。）は、会長が審議会委員のうちから指名する専門部会委員（以下「部会委員」という。）をもって組織する。

(専門部会長)

第5条 部会に部会長を置き、部会委員の互選によってこれを定める。

2 部会長は、部会の事務を掌理し、部会を代表して部会の審議結果を審議会に報告しなければならない。

3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する部会委員がその職務を代理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成6年8月1日から施行する。

(福岡市公害対策審議会条例施行規則の廃止)

2 福岡市公害対策審議会条例施行規則（昭和48年福岡市規則第27号）は、廃止する。

4. 福岡市環境基本計画(第四次)素案策定作業部会設置要綱

(設置)

第1条 福岡市環境審議会(以下「審議会」という。)に、福岡市環境基本計画(第四次)素案策定作業部会(以下「作業部会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 作業部会は、次に掲げる事項について、調査・検討を行い、その結果を審議会の総会に報告する。

- (1) 福岡市環境基本計画(第三次)の検証及び課題の抽出・整理に関すること。
- (2) 福岡市環境基本計画(第四次)素案及び骨子の作成に関すること。

(委員)

第3条 作業部会は、審議会の委員のうち、別表に掲げる者で構成する。

(部会長)

第4条 作業部会に部会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 部会長は、作業部会の事務を掌理し、作業部会を代表する。

3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 作業部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

2 作業部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 作業部会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議及びその議事要旨は、公開するものとする。

(関係者等の出席)

第6条 部会長は、作業部会の所掌事務に関し必要があると認めるときは、関係者等の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 作業部会の庶務は、環境局環境政策部環境政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月4日から施行する。

別表

猪野 猛	福岡商工会議所 理事・事務局長
菊水 之恵	日本野鳥の会 福岡支部 幹事
小出 秀雄	西南学院大学 学術研究所長
中山 裕文	九州大学大学院 工学研究院 教授
萩島 理	九州大学大学院 総合理工学研究院 教授
林 灯	九州大学 エネルギー研究教育機構 教授
久留 百合子	リエゾンオフィス 代表／消費生活アドバイザー
松山 優也	九州大学大学院 農学研究院 特任教授
山内 勝也	九州大学大学院 芸術工学研究院 准教授

※ 委員の互選により、松山 優也 委員を部会長に選出



福岡市環境基本計画(第四次)

2025(令和7)年 9月策定

福岡市環境局環境政策部環境政策課

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号

TEL:(092)733-5381 FAX:(092)733-5592